“信州の特色ある学び”への寄付は税制優遇措置を受けられます

公益財団法人長野県みらい基金への寄付は、寄付金控除等の税制上の優遇措置の対象です。

◎個人からの寄付

★所得税（どちらかを選択できます）

1　税額控除方式

寄付金のうち 2,000 円を超える額の 40%が所得税から控除されます。
※ただし、所得税額の 25%が限度です。

2　所得控除方式

寄付金のうち 2,000 円を超える額が「所得」から控除されます。
※ただし、総所得金額の 40%が限度です。

※所得税の詳細に関しては、国税庁のホームページをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1266.htm

★個人住民税（長野県内に住民票の所在地がある方が対象です）

1　県民税

寄付金のうち 2,000 円を超える額の 4%が個人住民税から控除されます。

2　市町村民税

寄付金のうち 2,000 円を超える額の 6%が個人住民税から控除されます。

※市町村によっては寄付金の目的に制限があります。県のホームページでご確認ください。
https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/kifukin.html

【具体例】

※『給与収入 700 万円で夫婦、子ども２人（所得税率 10%、住民税所得割 293,500 円のケース』

年間 50,000 円を寄付した場合＜税額控除方式を選択＞

控除の対象外 2,000 円	**控除額**（19,200 円＋4,800 円）＝**24,000 円** 所得税（50,000 円−2,000 円）× 0.4＝19,200 円 住民税（50,000 円−2,000 円）×（0.04＋0.06）＝4,800 円

【税制優遇措置を受ける】

確定申告が必要です。長野県みらい基金が発行する**領収書を保管**しておいてください。

◎法人からの寄付

限度額の範囲内で法人税の**損金算入**ができます。（特別損金算入＋損金算入）

※詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5283.htm

ご不明な点は長野県みらい基金松本事務所（電話 0263-50-5535）までお尋ねください。